

別紙（乙）

沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

第1 通則

この要領は、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が厚生労働省所管の国庫補助金の交付を受け、簡易水道等施設に係る事業を施行する場合に準拠すべき事項を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生労働省</sup>令第6号）の定めるところによって定められたものである。

第2 沖縄簡易水道等施設整備費に関する定義ならびに国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設  
 国庫補助の対象となる「簡易水道等」の定義ならびに国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設は次のとおりとする。

ただし、国庫補助対象に要する費用（全体工期に係る補助対象事業費）が1,000万円に満たない事業を除くものとする。

区分	定義	国庫補助対象事業	国庫補助対象施設
簡易水道等施設	「簡易水道」とは、101人以上5,000人以下を給水人口とする水道をいう。	公衆衛生上必要があると認められる、次に掲げる簡易水道事業 1 簡易水道施設を新設する事業。 2 市町村が、簡易水道施設を拡張する事業（ただし、過去において整備されたものを除く。）であつて、次のア又はイに該当するもの。 ア 拡張しようとする計画給水量が原則として従前の計画給水量の20%以上である場合。 イ 拡張しようとする区域の計画給水人口が原則として従前の計画給水人口の20%以上（ただし、50人未満は除く。）又は200人以上である場合。 3 施設基準に適合しない簡易水道施設を改良する事業で厚生労働大臣が認めた事業	1 次に定める施設及び当該施設設置のための必要な最小限の用地及び補償費 (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 2 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 (1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮設事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置
広域簡易水道施設	「広域簡易水道」とは、簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として200m以上の連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道をいう。	公衆衛生上必要があると認められる広域簡易水道施設を新設する事業	簡易水道施設の国庫補助対象の欄を準用する。

飲料水供給施設	「飲料水供給施設」とは、50人以上 100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設の総体をいう。	公衆衛生上必要があると認められる飲料水供給施設を整備する事業	簡易水道施設の国庫補助対象施設欄の1の(4)の次に次の1項を加えて、当該欄を準用する。  (5) 給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。 ただし、給水栓及び立上り管を除く。
上水道施設	「上水道」とは、5,001人以上を給水人口とする水道をいう。	公衆衛生上必要があると認められる上水道施設を新設する事業及び厚生労働大臣が認めた上水道施設を整備する事業	簡易水道施設の国庫補助対象の欄を準用する。

### 3 事業計画の基準

水道施設の計画は、水道法第5条の定めるところによる。

### 第4 全体事業計画

事業が単年度で完成することが困難な場合においては、次の書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 理由書
- (2) 継続費または債務負担行為に関する書類
- (3) 年度別事業計画書
- (4) その他の参考資料

この場合においては、当該年度に係る補助対象事業についてのみ沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱の定めるところにより市町村に対して国庫補助金を交付するものとする。

### 第5 補助申請の手続き

1. 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、沖縄県知事（以下「知事」という。）が指定する日までに別紙様式(1)により申請書類を作成し、知事に提出し、知事は別紙様式(1)を審査し、とりまとめのうえ関係書類を添えてこれを厚生労働大臣に提出するものとする。
2. 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において事情の変更により補助金の追加交付等を受けようとするときは、沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金変更交付申請書を別紙様式(1)により作成し、前項の提出方法に準じ厚生労働大臣に提出するものとする。
3. 市町村は、1又は2の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

## 第6 補助金の概算払い

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

## 第7 交付決定までの標準的期間

知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2月以内に交付決定を行うものとする。

## 第8 事業計画の変更

市町村は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするとき（第5の2のときを除く。）は、別紙様式（1）により事業計画変更申請書を作成し、変更理由書を添付のうえ、これを厚生労働大臣に提出し、その承認（竣工期日の変更については指示）を受けるものとする。

（1）給水区域

（2）給水人口

（3）給水量

（4）構造物（貯水池、さく井、取水井、ポンプ室、沈殿池、ろ過池、薬品混和池、滅菌装置、配水池等の施設をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項

ア 施行場所（100メートル以内の変更の場合を除く。）

イ 形状寸法及び材質（当該構造物の原計画能力に変更を生じない程度の変更の場合を除く。）

ウ 数量（当該構造物の設置数量をいう。）

（5）管渠（構造物の附帯設備である管渠を除く。）にあつては、総延長の30%以上の増減が生じた場合

（6）工事しゅん工期日（30日以上遅延する場合に限る。ただし、工事が翌年度にしゅん工する場合は、本項による手続によらず第15（事業の繰越し）によりその手続をすること。）

（7）事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

ア 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

イ 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

## 第9 使用の制限

市町村は交付を受けた補助金を国庫補助対象水道施設事業以外の費用に使用してはならない。

## 第10 事業実績報告書等の提出

1. 補助金の交付を受けた市町村は、当該事業に関する事業実績報告書を補助金交付決定通知書に指定された日までに知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式（5）による年度終了実績報告書を知事に提出するものとする。

2. 事業実績報告書等の書類の様式は、別紙様式（2）によるものとする。

3. 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4. 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は、別紙様式（6）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を国庫に返還しなければならない。

5. 厚生労働大臣は4の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

## 第11 補助金調書

市町村は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式（3）による沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

## 第12 報告の徴収等

厚生労働大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた市町村に対し、当該事業の工事の実施状況、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ又は検査を行うことができる。

## 第13 中止又は廃止

1. 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において当該補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を作成し、知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 1の書類の様式その他必要な事項に関しては、別紙様式（4）による。

## 第14 状況報告

市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該事業実施に伴い交付要綱により算定

された補助対象事業費が減少し、これにより補助金の一部が不用となったときは、直ちに当該事業の補助対象事業費が減少するに至った理由その他必要な事項を記載した書面（別紙様式（4）による。）を知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

#### 第15 事業の繰越し

1. 国庫補助対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。なお、当該事業着手後やむを得ない事由のため当該年度内に事業着手又はしゅん工の見込みのないものについては、事業計画変更（繰越し）申請書を作成し、知事を経由してこれを当該年度の2月20日までに厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、やむを得ない事由のため当該年度内にしゅん工の見込みのない場合、若しくは第8の事業計画の変更があった場合に限る。
2. 1の申請書には、繰越ししなければならない理由を具体的に記載するものとし、かつ書類の様式その他必要な事項に関しては別紙様式（5）による。

#### 第16 返納

市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合は、その指定期日までに国庫に納付しなければならない。

#### 第17 取消し

厚生労働大臣は、補助金の交付を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）第8（事業計画の変更）及び第13（中止又は廃止）による承認を受けなかったとき。
- （2）第9（使用の制限）及び第18（事業完了後においても従うべき条件）を遵守しなかったとき。
- （3）第11（補助金調書）による調書を作成しておかなかったとき。
- （4）第15（事業の繰越し）により指示を受けなかったとき。
- （5）第19（財産処分）の2による納付をしなかったとき。

#### 第18 事業完了後においても従うべき条件

市町村は、事業完了後においても、おのおのの目的に従い、善良なる管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的運営を図らなければならない。

#### 第19 財産処分

1. 市町村は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格50万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣の定める期日まで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
2. 厚生労働大臣の承認を受けて1の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の一部を国庫に納付させることがある。

## 第 20 契約時の措置

工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

## 第 21 その他

特別の事情により第 2、第 5 及び第 10 に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式(1)  
(国庫補助申請様式)

番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

(元号) 年度沖縄簡易水道等施設整備費 (〇〇〇施設整備費)  
国庫補助金の交付申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 国庫補助金申請額 金 円也  
(内 消費税及び地方消費税相当額 円也)
2. 本事業の施行目的(理由)及び効果  
(記載上の注意)  
簡易水道等施設を整備するに至った経緯及び事業の実施によって期待される効果を記述すること。
3. 事業計画
  - (1) 水道事業認可年月日及び番号
  - (2) 給水区域 郡市 町村 地区
  - (3) 計画給水人口及び1人1日最大給水量

区 分	計 画 給 水 人 口	1 人 1 日 最 大 給 水 量	1 日 最 大 給 水 量
一 般 住 民	人	ℓ	m <sup>3</sup>
学 校			
旅 館			
官 公 署			
病 院			
そ の 他			
計			

注) 計画給水人口欄には、上段( )書により給水区域内現在人口を記載すること。

- (4) 全体事業計画の概要
4. 施工の方法  
(記載上の注意)  
事業の施行について、直営、請負の別を記載すること。直営及び請負を併合する場合は各々の事業の内容の概要を記述すること。(例: 請負施工、ただし、資材購入のみは直営とする。)
5. 工事着手年月日及びしゅん工年月日  
着 手 (元号) 年 月 日  
しゅん工 (元号) 年 月 日

- 6. 事業費所要額調書 別紙(1)
- 7. 算定額明細書 別紙(2)
- 8. 財源調書 別紙(3)

9. 添付書類

- (1) 歳入歳出予算書の写し
- (2) 設計図面

図面はすべて実施設計とし、認可申請（届出）で使用したもの又は工事発注用などの図面を使用することも妨げないものとし、作成にあたっては、次の注意事項に従って正確、明瞭な図面を作成すること。

ア. 一般平面図面（任意縮尺）

(ア) 給水区域を明示し、水源の位置、導送水路線、浄水場、配水池、配水管等の位置を記載すること。

(イ) 補助対象となる主要構造物の位置、形状、寸法及び管路の管種、管径、延長等を記載すること。

(ウ) 各施設は、それぞれ次によって色分けすること。ただし、構造物等において、全部が補助対象になるものにあつては、特に省略することができる。

当該年度補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・赤色

当該年度単独事業・・・・・・・・・・・・・・・・緑色

次年度以降の事業・・・・・・・・・・・・・・・・黄色

前年度からの継続事業で実施済事業分及び既有施設・・・・・・黒色

イ. 主要構造物配置平面図（任意縮尺）

水源池、取水場、浄水場、配水池等の主要構造物の配置、周囲の地形、河川等の状況を示すとともに、主要な土木建築構造物の形状、寸法等の主要諸元を記入すること。（ただし、当該年度施工主要構造物に限る。）

- (3) その他必要な参考資料

（記載上の注意）

追加交付（一部取消し）及び事業計画変更申請書の場合には、特に様式を定めるものを除き、変更部分についてのみ変更前を上段に（ ）書きで記載すること。

なお、図面等については、変更する部分についてのみ添付すること。

6. 事業費所要額調書

(単位：円)

種 目 a	総事業費 b	収入額 c	単 独 事業費 d	差引額 (b - c 又は b - d のい れか少ない方の額) e	算定額 f	国庫補助 基本額 g	国庫補助 所要額 h	仕入れに係 る消費税等 相当額 i	要 国 庫 補 助 金 j(h-i)
工 事 費	変更前								
	変更後								
用地費及び補償費	変更前								
	変更後								
調 査 費	変更前								
	変更後								
事 務 費	変更前								
	変更後								
そ の 他	変更前								
	変更後								
合 計	変更前								
	変更後								

(記載上の注意)

- 「総事業費」欄には、本年度事業費（単独事業費を含む。）を記入すること。
- 「収入額」欄には、本事業に伴う収入額を記入すること。ただし、拡張等により既存施設の不用残材が生ずる場合は、評価委員会等により評価された額を記入すること。
- 「工事費」の欄には、「用地費及び補償費」及び「調査費」を除いた額を記入すること。
- 「単独事業費」欄のうち、種目「工事費」欄には、配分された経費の関係上、配水管、ポンプ等の施設の一部を補助対象事業から完全に分離して単独事業とした場合の経費を記入すること。  
種目「その他」欄には本取扱要領第3に定める国庫補助対象事業以外の経費を記入すること。
- 「差引額」欄には、「総事業費」から「収入額」及び「単独事業費」のいずれか額の大きいものを差し引いた額を記入すること。
- 「算定額」欄には、種目別に別紙(2)の算定額により記入すること。
- 「国庫補助基本額」欄には、種目別に「差引額」又は「算定額」とを比較して、いずれか少ない額を記入すること。
- 「国庫補助所要額」欄には、「国庫補助基本額の合計」に交付要綱別表第1に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満は切り捨てること。
- 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合については、その額を記入すること。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、明らかでない場合には「未確定」と記入すること。
- 「要国庫補助金」欄には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合については「国庫補助所要額」から「仕入れに係る消費税等相当額」を差し引いた額を記入すること。ただし、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額がない場合及び明らかでない場合には「国庫補助所要額」を記入すること。





別紙(3)

8. 財源調書

総事業費	財源内容						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方負担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

別紙様式(2)  
(事業実績報告書様式)

番  
(元号) 年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

(元号) 年度沖縄簡易水道等施設整備費(〇〇〇施設整備費)  
国庫補助金の事業実績報告について

(元号) 年度に国庫補助金をうけた標記事業が完了したので、沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領第10の規定に基づき、次のとおり事業実績報告する。

1. 国庫補助金精算額 金 円也  
(内 消費税及び地方消費税相当額 円)
2. 工事期間  
着 工 (元号) 年 月 日  
しゅん工 (元号) 年 月 日
3. 計画給水人口 人 (給水区域内人口 人)
4. 国庫補助申請及び計画変更申請の手続状況  
(1) 国庫補助申請 (元号) 年 月 日 第 号  
交付決定 (元号) 年 月 日 第 号  
(2) 計画変更申請 (元号) 年 月 日 第 号  
承認 (元号) 年 月 日 第 号
5. 収支精算書 別紙(1)
6. 算定額明細書 別紙(2)
7. 調査費内訳書 別紙(3)
8. 事務費内訳 別紙(4)
9. 工事雑費内訳 別紙(5)
10. 財源調書 別紙(6)
11. 残存物件調書 別紙(7)
12. 添付書類  
(1) 歳入歳出決算書(見込書)の写し  
(2) 精算設計図面  
補助申請書に添付した設計図面に準じて作成すること。ただし、交付申請時と全く同じ場合は除くことができる。  
(3) 請負及び竣工検査調書 別紙(8)  
(記載上の注意)  
国庫補助事業を翌年度へ繰越した場合にあっては「(元号) 年度(元号) 年度への繰越分)簡易水道等施設整備費(〇〇〇〇施設整備費)国庫補助事業実績報告書」と記入すること。  
事業実績報告書の記載にあたっては、申請時と精算時において変更のある場合は、特に様式を定めるものを除き、申請時の内容を上段に( )書きで記載すること。  
なお、別紙(1)において、申請時と精算時において変更のある場合は、変更のある部分のみ申請時を記載し、精算時は個々に記載すること。

別紙(1)

5. 収支精算書

(単位:円)

a 種 目		b 総 事 業 費	c 収 入 額	d 単 独 事 業 費	e 差 引 額 (b-c又はb-d のいずれか少 ない方の額)	f 算 定 額	g 国 庫 補 助 基 本 額	h 国 庫 補 助 所 要 額	i 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 等 当 額	j (h-i) 要 国 庫 補 助 額	k 国 庫 補 助 金 及 庫 受 入 額 予 定 額	l (j-k) 差 引 国 庫 補 助 金 過 剰 不 足 金
工 事 費	申 請 時											
	精 算 時											
用 地 費 及 び 補 償 費	申 請 時											
	精 算 時											
調 査 費	申 請 時											
	精 算 時											
事 務 費	申 請 時											
	精 算 時											
そ の 他	申 請 時											
	精 算 時											
合 計	申 請 時											
	精 算 時											

(記載上の注意)

「種目」欄から「要国庫補助額」欄までの記入要領は、別紙様式(1)の別紙(1)の記入要領と同様である。

別紙（2）

6 算定額明細書（記載例）

全体事業計画内容										補助対象 予定事業		前年度迄実施済事業				当該年度事業				翌年度以降予定事業					
区分	種目	施設別	工種別	品 種	形 状 寸 法	数量	単位	金 額	数量	金 額	補助対象事業		単 独 事 業		補助対象事業		単 独 事 業		補助対象事業		単 独 事 業				
											円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
工事費	本工事費	水源施設	取水井	SRS	深さ m 600																				
			取水ポンプ室	RC造	長m×幅m×高m																				
			取水ポンプ設備	浅井戸用水中ポンプ	L/分																				
		導水施設	導水管	DIP	200																				
		浄水施設	浄水池	RC造	310m <sup>3</sup>																				
			滅菌設備	圧力注入式	3,200V 0.1kW																				
		送水施設	送水ポンプ室	RC造	長m×幅m×高m																				
			送水ポンプ設備	送水用水中ポンプ	L/分																				
			送水管	DCIP	150																				
		配水施設	配水池	PC造	310m <sup>3</sup>																				
			配水管	DCIP	100																				
			〃	HIVP	75																				
			消火栓	地下式単口	65																				
				直接工事費計																					
			諸経費	共通仮設費																					
		現場管理費																							
		一般管理費																							
		工事価格																							
			消費税相当額																						
			本工事計																						
	付帯工事費		取付道路			m																			
		諸経費	共通仮設費																						
			現場管理費																						
			一般管理費																						
			工事価格																						
		消費税相当額																							
		付帯工事計																							
工事雑費		工事雑費																							
		消費税相当額																							
		工事雑費計																							
用地費及び補償費	用地費				m <sup>2</sup>																				
	補償費																								
	消費税相当額																								
		用地費・補償費計																							
調査費		地形測量等																							
		消費税相当額																							
		調査費計																							
機械器具費		機械器具費																							
		消費税相当額																							
		機械器具費計																							
営繕費		営繕費																							
		消費税相当額																							
		営繕費計																							
事務費		事務費																							
		消費税相当額																							
		事務費計																							
総合計(内 消費税相当額)																									

(記載上の注意)

本明細書の記入要領は、別紙様式(1)の別紙(2)における記入要領と同様であること。

(放射線量の確認を行うための分析機器整備事業の場合)

1. 施設名称
2. 所在地
3. 事業費内訳

品名	規格	単位	数量	単価	金額		備考
					補助対象事業費(円)	補助対象外事業費(円)	

別紙(3)

7. 調査費内訳(記載例)

施設別	工種別	形状寸法等	単位	精 算 時			備 考
				数量	単価	金額	
浄水施設	〇〇浄水場測量		m <sup>2</sup>		円	円	
配水施設	配水管路実施設計	〇〇地区(DCIPØ 100mm)	m				
計							

別紙(4)

8. 事務費内訳

細目	種別	単位	精算時			備考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

別紙(5)

9. 工事雑費内訳

細目	種別	単位	精算時			備考
			数量	単価	金額	
				円	円	
計						

別紙(6)

10. 財源調書

(単位:円)

総事業費	財源内訳						
	国庫補助金	都道府県補助金	起債額	特別会計	一般会計	地方負担金	その他
円	円	円	円	円	円	円	円

別紙(7)

11. 残存物件調書

原 材 料		購入量	単 位	使用数量			残余材料(手持分を除く。)		評価額算定方法	備 考	
品 物	形状寸法			購入分	手持分	計	数 量	評価額			
								単 価			金 額
							円	円			

(記載上の注意)

1. 本表は、工事において残材を生じた場合に作成すること。
2. 工事を請負により施行した場合は作成する必要はない。資材を請負業者に支給する場合は記入すること。

別紙(8)

12. 請負及び竣工検査調書

請負工事名	施工箇所	形状寸法等	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
								検査年月日	検査員 職・氏名		
第〇〇工区 水道管路布設工事	〇〇町 大字〇〇	配水管VP 50-500	〇〇〇m	円 (100,000) 150,000	円 ( 99,000) 140,000	(株)東京水道 厚生 太郎	(元号)年月日 (元号)年月日 (元号)年月日	(元号)年月日	水道課長 〇〇〇〇	一般競争 入札	

(記載上の注意)

1. 請負契約書に基づき1契約ごとに記載する。
2. 請負契約に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を( )書きで上段に記載すること。
3. 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。
4. 形状寸法等の欄には、工種ごとの主要な設備、管路の概況について記載すること。

沖縄簡易水道等施設整備費(〇〇〇〇)補助金調書

(元号) 年度

(地方公共団体)

国		地方公共団体											備考
歳出予算科目	交付決定額の補助率	歳入			歳出								
		科目	予算科目	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
	円			円		円	円	円	円	円	円	円	

- 「国」の「歳出予算科目」は、項目及び目(交付決定が目の細分において行われている場合は目の細分まで)を記載すること。  
 なお、各省各庁の長が補助金等を補助要綱又は補助条件等によって補助事業等に要する経費の配分の変更について禁止し、又は各省各庁の長の承認を要するものと規定している場合においては他に流用することについて禁止し、又は承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は歳入においては、款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目、をそれぞれ記載すること。  
 なお、歳出にあつては、前記1のなお書きより国の歳出予算科目欄において、補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は歳入にあつては、当初予算額追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業費の地方公共団体の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金額についての調書の作成は本様式に準ずること。この場合において地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下欄に国庫補助金額を内書き( )をもって附記すること。

別紙様式(4)

(元号) 年度沖縄簡易水道等施設整備費(〇〇〇〇)国庫補助事業状況報告書  
(取扱要領第13の中止又は廃止及び第14の状況報告並びに第15事業の繰越の記載例)

番 号  
年 月 日  
〇〇県〇〇郡〇〇市町村長

(a) 国庫補助対象事業名						(b) 事業名					
〇〇村〇〇地区簡易水道新設事業						補助基本額	補助率	国庫補助額			
						円	1/3	円			
(c) 事業着手年月日	(d) 国庫補助指令済額	(e) 補助金受入調書				(f) 補助額繰越(不用)予定額					
		受入済額	受入予定額	計							
(元号)年月日	(イ) 円	円	円	(ロ) 円	(イ) - (ロ) 円						
(g) 3月31日まで事業費支払確定予定額の算出基礎						(h) 事業費繰越(不用)予定額		(i) 事業しゅん工予定年月日			
(ハ) 事業費支出義務確定額			(ニ) 事業費支払予定額		(ホ) 3月31日まで事業費支払確定予定額(ハ)+(ニ)		円		(元号)年月日		
支出済額	支払義務額	計									
円	円	円	円	円	円	円					
(j) 事業費支払確定予算額及び事業繰越予定額内訳											
補助対象事業内容							事業費支払確定予定額		事業費翌年度繰越予定額又は不用予定額		備考
種別	工種	品種	形状寸法	数量	単位	金額	数量	金額	数量	金額	
水源	さく井	鉄管	深 100m φ 10寸	1	本	円		円		円	
〃	取水ポンプ室	ポンプ共	5 IP 木造平屋	2	坪						
浄水送水	滅菌室 ポンプ井	滅菌機共 鉄筋コンクリート造り	木造平屋 15㎡	1.5 1	〃 井						
〃	送水ポンプ室	ポンプ共	5 IP 木造平屋	2 3	合坪						
〃	〃	電気設備		1	式						
〃	送水池	C. I. P	φ 100%	100	米						
配水	配水池	鉄筋コンクリート造り	100㎡	1	池						
〃	配水管	C. I. P	φ 150	100	米						
〃	〃	〃	φ 100	200							
〃	〃	〃	φ 75	1,000							
〃	〃	鋼管	φ 50	1,000							
〃	〃	〃	φ 25	500							
〃	小計										
〃	合計										
繰越又は不用となった理由											
その他参考事項		補助基本額算出方式									

- 注1. 補助金受入調書中受入予定額とは、3月31日まで事業費支払確定予定額に相当する補助額より、受入済額を控除した残額をいう。  
 2. 事業費支払義務確定額(ハ)とは、補助対象事業が既に完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支出済額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。  
 3. 事業支払予定額(ニ)とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込みのある事業に要する費用をいう。  
 4. 事業費支払確定予定額(ホ)とは、(ハ)欄計及び(ニ)の合計額をいう。  
 5. 事業費繰越(不用)予定額(h)とは、補助基本額より3月31日までの事業費支払予定額を減じた額である。  
 6. 事業中止又は廃止したときは、「繰越不用となった理由」欄を「中止又は廃止となった理由」と読み替える。



厚生労働大臣 殿

地方公共団体の長

(元号) 年度沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

(元号) 年 月 日 第 号により交付決定があった簡易水道等施設整備費(〇〇施設)国庫補助について、沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領第10の4の規定に基づき、次のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

2. 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4. 補助金返還相当額(3-2)

金 円

(注) 別添参考となる書類(金額の積算の内訳等)